五　充塡容器等（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。以下この号において同じ。）の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充塡容器等の回収方針に関すること（当該事業所の所在地における津波浸水想定が一メートル（車両に固定した容器に係る事項にあつては、二メートル）を超える場合に限る。）。

六　津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、防消火設備、通報設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。

七　津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。

10　津波防災地域づくりに関する法律第八条第一項の規定による津波浸水想定の設定の際、当該想定が設定された区域内において液化石油ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該設定があつた日から一年以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

**別表第一**（第三十六条第一項関係）

| 検査項目 | 完成検査の方法 |
|---|---|
| 1　製造設備が第一種製造設備である製造施設の場合 | |
| 一～十九　［略］ | 一～十九　［略］ |
| 二十　第六条第一項第二十号の耐震設計構造物の耐震に関する性能 | 二十　耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視及び図面により検査する。 |
| 二十一～五十四　［略］ | 二十一～五十四　［略］ |
| 2～4　［略］ | |
| 備考　［略］ | |

**様式第37**（第77条、第78条関係）

［略］

殿

備考　1～5　［略］

［削る］

6　［略］

**様式第53**（第92条関係）

［略］

殿

［略］

**様式第54**（第92条関係）

［略］

殿

［略］

［新設］

**別表第一**（第三十六条第一項関係）

| 検査項目 | 完成検査の方法 |
|---|---|
| 1　製造設備が第一種製造設備である製造施設の場合 | |
| 一～十九　［略］ | 一～十九　［略］ |
| 二十　第六条第一項第二十号の耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造 | 二十　耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目視及び図面により検査する。 |
| 二十一～五十四　［略］ | 二十一～五十四　［略］ |
| 2～4　［略］ | |
| 備考　［略］ | |

**様式第37**（第77条、第78条関係）

［略］

［都道府県知事／高圧ガス保安協会］　殿

［指定保安検査機関名］

備考　1～5　［略］

6　［　］内は、該当する一の機関の名称を記載すればよい。

7　［略］

**様式第53**（第92条関係）

［略］

都道府県知事　殿

［略］

**様式第54**（第92条関係）

［略］

都道府県知事　殿

［略］